

第96回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

1 日 時

令和2年10月16日（金）午後2時～午後4時

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎7階 7－総－1会議室

3 出席者の氏名

(1) 委員

采女博文委員（会長）、福元紳一委員、松枝千鶴委員、鳥丸聡委員

(2) 事務局

学事法制課、保健医療福祉課、農産園芸課、総務福利課、畜産課

4 審議対象法人（出席者）

公益社団法人昭和会（理事1名、事務局2名）

5 報告対象法人（出席者）

公益社団法人鹿児島県糖業振興協会（専務理事1名、事務局1名）

公益財団法人鹿児島市水族館公社（常務理事1名、事務局1名）

公益社団法人鹿児島県獣医師会（会長1名、副会長1名）

6 議題

議事1 審議会「会長」の互選について

議事2 審議会「会長代理」の指名について

議事3 審議会の公開・非公開について

議事4 第95回審議会の文書による審議について

議事5 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（1件）

・ 公益社団法人 昭和会

(2) 次回の継続審議案件について

(3) 答申について

議事6 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（3件）

・ 公益社団法人 鹿児島県糖業振興協会

・ 公益財団法人 鹿児島市水族館公社

- ・ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会
- (2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和元年度下半期分）

7 議事要旨及び議決事項

議事 1 審議会「会長」の互選について

鹿児島県公益認定等審議会条例第7条第1項の規定により，委員の互選により，采女博文委員が会長に選任された。

議事 2 審議会「会長代理」の指名について

鹿児島県公益認定等審議会条例第7条第3項の規定により，会長に選任された采女博文委員が，福元紳一委員を会長代理に指名した。

議事 3 審議会の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は，委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

議事 4 第95回審議会の文書による審議について

鹿児島県公益認定等審議会運営規程第2条第2項の規定により，文書による審議を行った第95回審議会の結果について，会長から報告がなされた。

議事 5 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（1件）

議長が，申請法人に説明を求め，申請法人から，申請の概要について説明がなされた後，質疑が行われた。

(2) 次回の継続審議案件について

本日の審議案件については，次回に継続しない旨の議決がなされた。

(3) 答申について

議長が，本日の審議案件の答申案について事務局に説明を求め，その後，委員に諮ったところ，委員全員一致で答申案のとおり公益認定基準に適合すると認める旨の議決がなされた。

議事 6 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（3件）

ア 公益社団法人 鹿児島県糖業振興協会

議長が，審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め，法人から，再発防止策として「経理処理・財産管理マニュアル」に沿って，適切に処理を行っていることや，令和元年度の公益目的事業が計画どおりに実施されたこと，被害額の弁済状況についての報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人については、合意書に基づく被害額の返済が平成30年10月から停止されており、再開を求める必要があるが、今後もマニュアルに沿った適正な経理処理や定期的な内部監査の実施を行うことにより、適正な運営が確保されるものと考えたとの意見が出された後、質疑が行われた。

質疑終了後、法人に対し、経理担当者や理事が替わっても、再発防止策が適切に履行されるよう、引継ぎをしっかりと行うこと、また、事務局に対し、他の公益法人についても、同様のマニュアルの作成と適切な運用を指導するよう意見が出された。

イ 公益財団法人 鹿児島市水族館公社

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から、平成31年4月3日付けで報告した再発防止策に基づいて適正に経理処理・財産管理を行っていることや、報告対象期間の公益目的事業が計画どおりに実施されたことについての報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人については、再発防止のための措置が今後も継続して取り組まれることにより、適正な処理が図られるものと考えたとの意見が出された後、質疑が行われた。

ウ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から、使途不明金の全容解明に向けた取組を進めたことや、会計処理システムの整備などの再発防止策を着実に実行したこと、報告対象期間の公益目的事業が計画どおりに実施されたことについて報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人については、再発防止に向けた法人運営に取り組んでおり、使途不明金の解明に進展が認められるものの、取組の途上であり、役員の責任についても明確化できていないことから、引き続き、状況を確認する必要があるため、令和3年6月30日を期限として、再度の報告徴収を求めるとの説明がなされた後、質疑が行われた。

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和元年度下半期分）

令和元年度における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する同法第45条第1項の規定等に基づく鹿児島県公益認定等審議会への送付書類について報告した。また、令和元年度下半期分の公益法人への立入検査実施状況について、監督措置が必要と認められる法人はなかったことを事務局が報告した。